

ユニット型特別養護老人ホームはまなす園

指定短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

事業所の名称	ユニット型特別養護老人ホームはまなす園短期入所生活介護
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
事業所番号	北海道 0174200527
入所定員	4名（空床利用）
事業所の所在地	〒087-0008 北海道根室市有磯町2丁目21番地
電話番号	0153-22-3711
FAX番号	0153-22-8674

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

- 事業者は、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある方に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することにより、要介護状態及び要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- 事業の実施にあたっては、ご家族、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

事業所名	ユニット型特別養護老人ホームはまなす園短期入所生活介護
指定番号	平成25年4月1日指定 北海道0174200527号
利用定員	空床利用 4名（4ユニット4床）
管理者	※
所在地	根室市有磯町2丁目21番地2
電話番号	0153-22-3711
サービス提供地域	根室市の区域

3. 従業者の配置・業務時間等

(1) 施設の従業者体制

職種	人員	従事するサービス種類、業務
施設長(管理者)	1名	業務の一元的な管理
医師	1名	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	2名(介護支援専門員と兼務)	入居者の生活相談、処遇の企画や実施
介護支援専門員	2名(生活相談員と兼務)	施設サービス計画書の作成等
介護職員	12名以上	介護業務
看護職員	2名以上	心身の健康管理、保健衛生管理
機能訓練指導員	1名	身体機能の向上、健康維持のための指導
管理栄養士・栄養士	1名	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等

(2) 職種の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者(施設長)	*	*
生活相談員	*	*
介護支援専門員	*	*
介護職員	*	*
	*	*
	*	*
	*	*
	*	*
看護職員	*	*
機能訓練指導員(作業療法士)	*	*
管理栄養士	*	*

(3)設備の概要 (定員40人)

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (全個室)	40室	居室ごとに洗面設備
便所	12ヶ所	各ユニットに3
浴室	4ヶ所	2ユニットに個別浴槽1 リフト浴槽1
共同生活室(リビング)	4ヶ所	各ユニットに1
食堂	4ヶ所	各ユニットに1
医務室	1ヶ所	従来型施設と共用
洗濯室・乾燥室	2ヶ所	2ユニットに1
地域交流室	1ヶ所	従来型施設と共用
喫茶室	1ヶ所	地域交流室(はまなすホール)内に設置

※各居室内にはベッド、タンスなどの家具等が備え付けられています。

4. 介護保険給付によるサービス内容

サービス	サービス内容
食事	・栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供し、可能な限り食堂で食事を摂るよう願っています。 ◆概ねの食事時間 朝食7:40~8:45 昼食12:00~13:00 夕食17:30~19:00 ・栄養に関するリスクを調査し、栄養ケアマネジメントを行います。
入浴	・週2回以上適切な方法により入浴していただきます。 ・入浴の実施に当たっては事前に健康管理を行い、入浴が困難な場合は消しきを実施します。
排せつ	・トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施します。 ・入所者がおむつを使用せざるをえない場合には、排せつ状況を踏まえて実施します。
離床・着替え 整容	・通常の一日の生活の流れに沿って、入所者の心身の状況に応じた日常生活上のお世話を適切に行います。 ・ご入所者の状況に応じて適切な口腔ケア等を行います。
機能訓練	・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	・入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
余暇活動・ 行事等	・自らの趣味又は、好みに応じた活動を通して、充実した日常生活を送ることができるよう、クラブ活動や行事の参加をお願いします。
相談及び援助	・生活相談員がご利用者、ご家族のご相談に応じます。
その他	1. 理髪 毎月、理容の機会を設けておりますので、ご希望の方は申し出ください。 2. クラブ活動・レクリエーション 毎月または「年間を通して事業所内外での交流会等の行事を行います。ご希望の方は参加することができます。

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理人受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

■ユニット型短期入所生活介護費(1日) 併設型(空床利用)

要介護度	単位数	利用料	自己負担額
要支援1	529単位	5,290円	529円
要支援2	656単位	6,560円	656円
要介護1	704単位	7,040円	704円
要介護2	772単位	7,720円	772円
要介護3	847単位	8,470円	847円
要介護4	918単位	9,180円	918円
要介護5	987単位	9,870円	987円

■加算料金 (該当するものについて加算いたします。)

加算項目	加算内容	自己負担額	
送迎加算(片道)	居室から施設の間の送迎をした場合	片道1回	184円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員を最低基準よりも1名多く配置している場合	1日	18円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%	1日	22円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%	1日	18円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%	1日	6円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	1日	4円
看護体制加算(Ⅱ)	①看護師を入所者25人又は端数を増すごとに1人以上配置していること ②24時間の連絡体制を確保していること	1日	8円
療養食加算	主治医の食事箋により療養食を提供した場合	1回	8円
緊急短期入所受入加算	居室サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合	7日限度 1日	90円
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	140/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	136/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	113/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	90/1000	

■給付外サービス費

(1)滞在費 及び 食事代 (1日)

区 分	居住費 (個室)	食 事 代	※食事単価 朝食 420円 昼食 563円 夕食 462円
基準費用額	1日 2,066円	1日 1,445円	
負担限度額 第1段階の方	880円	300円	
負担限度額 第2段階の方	880円	600円	
負担限度額 第3段階①の方	1,370円	1,000円	
負担限度額 第3段階②の方	1,370円	1,300円	
負担限度額 非該当の方	2,066円	1,445円	

(2)その他の自費負担

1	理美容代	※ご希望される方は理髪を受けることができます。 散髪 1回 2,000円 顔剃り 1回 1,000円
2	個人の日用品費	※日用品は原則、持ち込みをお願いします。 ティッシュペーパーは実費負担で、施設のを提供できます。
3	教養娯楽費	① クラブ活動の材料費など 書道クラブ 1回 100円 絵手紙クラブ 1回 200円 ②施設内の行事や野外行事、外出行事等での飲食代 (実費負担)
4	特別な食事代	飲酒や出前などの費用等 (実費負担)
5	特別な医療材料費	特定個人が使用する医薬材料費 (実費負担)
6	レンタルテレビ貸出料	テレビ貸出料と電気代をいただきます。 1日 30円
7	電化製品の電気料	電化製品を持ち込んだ場合 1製品につき 1日 10円
8	通常の送迎の実施区域を超える送迎	走行距離1kmにつき100円
9	キャンセル料	※利用を中止した場合、食材料費相当分のキャンセル料をいただきます。 利用予定日の前々日までのキャンセル=無料 利用日当日及び前日のキャンセル =710円

※その他、個人が使用する、嗜好や趣味などによる物品の購入などは全て個人負担です。

6. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力病院への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行います。

9. 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は入居者が退所された後、及び従業者の退職後においても継続します。
- (2) 個人情報の使用にあたっては、あらかじめ個人情報の使用目的、内容などについて説明し、同意を得た上で使用します。(※個人情報の同意書)

10. 入所者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。日常生活における入浴や着替え、排せつ等の介助に配慮し、入居者の意思や人格を尊重した接遇に努めます。

また、認知症等による言動や行動を理解し、可能な限り、その人らしい生活を送ることができるよう支援に努め、人としての尊厳を守ります。

11. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、入居者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止について

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 入所者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。

虐待防止責任者	生活相談員
---------	-------

損害賠償について

当施設において、施設の責任により、入所者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して、施設の損害賠償責任を減じさせていただく場合があります。

13. サービス内容に関する苦情

施設で受け付けた苦情等については、本法人の「苦情解決取扱規程」を適用し、規程に従って解決処理を行います。

(1) 苦情申立窓口 (FAX及びEメールは24時間受け付けております。)

ご利用者苦情対応窓口	生活相談員
電話番号	0153-22-3711
FAX番号	0153-22-8674
Eメールアドレス	n-keiaikai@plum.plala.or.jp
受付日・受付時間	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

(2) 苦情処理第三者委員

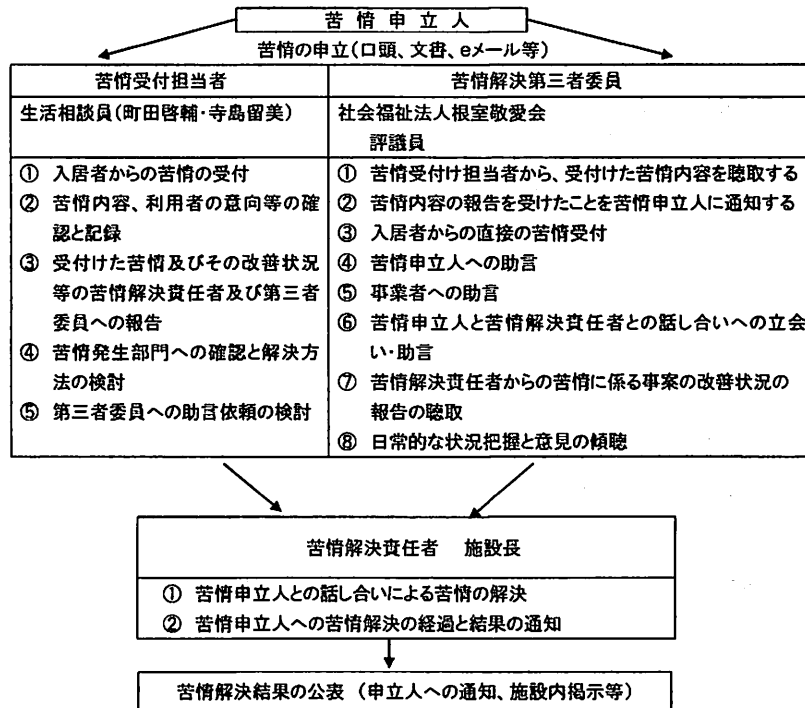
(3) 苦情解決責任者

(4) 公的機関における苦情申立窓口

根室市市民福祉部 地域包括支援センター	所在地	根室市常盤町 2 丁目 27 番地
	電話番号	0153-23-6111
	受付時間	9:00~17:00
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9:00~17:00
北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでの 2-7 内
	電話番号	011-204-6310
	受付時間	9:00~17:00

ユニット型特別養護老人ホームはまなす園短期入所生活介護

苦情解決フローチャート



14. 協力医療機関等

施設では、協力医療機関を定めており、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。

協力病院	名称	江村精神科内科病院	
	住所	根室市有磯町 2 丁目 25 番地	電話 0153-22-2811
協力歯科医院	名称	福井歯科クリニック	
	住所	根室市緑町 3 丁目 33 番地	電話 0153-23-4695

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

16. サービス利用に当たっての留意事項

- 施設送迎では、あらかじめ調整した時間には、ご自宅にご家族がいらっしゃるようお願いいたします。
- ショートステイ利用中のご面会について
 - ▼面会時間は、原則 午前9時から 午後7時まで です。(9:00~19:00)
玄関ホールに設置してある面会票に、必要事項を記入してください。
 - ▼面会の一時的な制限について
風邪やインフルエンザなどの流行時には、感染予防を目的に、一時的に面会を制限させていただく場合がありますのでご協力ください。また日常において風邪症状のある方はご面会をご遠慮ください。
 - ▼面会時の「差し入れ」については、職員の方へ一言お声掛けください。
餅類や生もの等の持ち込み、他の方への「おすそ分け」はご遠慮ください。
- 緊急時の対応について
サービス利用中の期間において、ご家族が根室にご不在の場合、緊急時等の対応に、ご家族に代わって施設に来ていただける方をあらかじめお決めになり、施設へお知らせください。(※緊急連絡先)
- 感染症予防へのご協力をお願いいたします。
冬期間のご利用には、事前にインフルエンザ予防接種を受けてからご利用ください。
- 入居者は生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
- 施設内は全面禁煙となっております。また、飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限りです。
- 従業員に対する金品の授与や贈り物、飲食等のもてなしは、一切お受けできません。
- 入居者は、施設で次の行為をすることのないようご注意ください。
 - ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ・施設の秩序、風紀を乱し、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと
 - ・指定した場所以外で火気を用いるなど、施設の安全保持を害すること
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと